

# 青森市健康づくり応援店実施要領

## 1 目的

外食や中食の利用機会が多くなっている生活環境にある中で、市民がより健康的な食を選択し、食生活改善に取り組みやすい環境を支援するため、栄養成分表示やヘルシーメニュー等を提供する「健康づくり応援店」を推進し、社会全体で市民の健康づくりを支援することを目的とする。

## 2 実施主体

青森市

## 3 対象

この要領において、「飲食店事業者等」とは次のとおりとする。

- (1) 飲食店（一般食堂、レストラン、喫茶店）
- (2) 弁当屋
- (3) 惣菜店
- (4) 百貨店、スーパーマーケット
- (5) 学生、社員食堂
- (6) その他食品の販売及び提供に関連すると判断される事業所

## 4 内容

市民の健康づくりを応援する取組を実施している飲食店事業者等を「健康づくり応援店」として市に登録し、店頭への認定マークステッカー貼付やホームページ掲載等により、広く市民に情報提供を行うものとする。

## 5 登録する取組・要件

次の(1)～(7)に掲げる取組のいずれか1つ以上を実施し、ア～ウの要件を満たすものをいう。

- (1) バランスのとれたメニューの提供（ア、イ両方とも満たしていること）
  - ア 主食、主菜、副菜がそろっていること。
  - イ 定食等1食1人あたりの食塩相当量が3g未満であること。
- (2) おすすめ朝食メニューの提供  
午前9時以前に提供する朝食限定メニューで、主食・主菜・副菜がそろっていること。
- (3) 野菜たっぷりメニューの提供（いずれか1つ満たしていれば可）
  - ア 1人前120g以上の野菜を使用していること。
  - イ 1品80g以上の野菜を使用していること。
- (4) ヘルシーオーダー対応（いずれか1つ満たしていれば可）
  - ア エネルギー控えめオーダー
    - ・ごはんやおかずの量を調整できる。
    - ・その他、エネルギー控えめの対応ができる。
  - イ 塩分控えめオーダー
    - ・しょうゆ、ソースが卓上ではなく、別添え（定量）になっている。

- ・減塩しょうゆ、減塩ソースを別添え（定量）で選択できる。
- ・その他、塩分控えめの対応ができる。

#### ウ 脂肪控えめオーダー

- ・ドレッシング等、ノンオイルが別添え（定量）で選択できる。
- ・マヨネーズは別添え（定量）になっている。
- ・その他、脂肪控えめの対応ができる。

### (5) 栄養成分表示

ア (1)の「バランスのとれたメニュー」もしくは(2)「おすすめ朝食メニュー」の1人前分の熱量(エネルギー)、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量をすべて表示すること。

イ 代表的なメニュー等(例:定食1人前分・サイドメニュー1品分など)に、熱量(エネルギー)、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量のいずれかを表示すること。

(補足) 栄養成分表示を希望する飲食店に対して、保健所管理栄養士が栄養計算等の技術的支援を行う。栄養計算を依頼する際には栄養計算依頼用紙(別紙様式1-1)も合わせて提出すること。

### (6) スマートミールの認証

「健康な食事・食環境」認証制度において、スマートミールを継続的かつ健康的な空間で提供している店舗・事業所として認証を受けていること。

### (7) バランス食や減塩等の市が提供する健康情報の掲示

市が提供するバランス食や減塩等のPOPやチラシ等を掲示し、市民への情報提供を行うこと。

## 6 登録の手続き

### (1) 登録申請

登録を希望する飲食店等事業者は、取組項目を決め、登録申請書(別紙様式1)を青森市保健所健康づくり推進課(以下、「健康づくり推進課」という)に提出する。

### (2) 登録申請書の確認

市は、登録申請を受けたときは、申請書の内容が、登録要件を満たしているかどうかを確認する。

### (3) 登録の決定

市は、登録申請書の内容が適正であると認めた場合、「青森市健康づくり応援店」(以下「応援店」という)として登録決定通知書(別紙様式4)及び、認定ステッカーを交付する。

### (4) 応援店の公表

市は、登録した応援店の同意が得られた場合、登録申請書に基づき、市民に対し積極的に情報提供を行う。

### (5) 登録の変更・取消

登録が決定した応援店は、登録申請書に記載した内容に変更が生じたとき又は登録の取消を申し出るときは、登録内容変更届出書(別紙様式2)又は登録取消届出書(別紙様式3)を健康づくり推進課へ提出するものとする。

なお、市は、応援店が5の登録の要件を満たさなくなったことを確認したときは、応援

店の登録を取消することができるものとする。

## 7 応援店の管理

応援店の登録期間は登録決定通知日以降とし、応援店の登録取消がある場合を除き、継続するものとする。

また、市は、応援店の登録内容に変更が生じていないか、必要に応じて文書等で確認する。

## 8 その他

各種様式は、青森市ホームページからダウンロード、または青森市保健所健康づくり推進課および浪岡振興部健康福祉課窓口にて配布する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成26年9月2日から施行する。

この要領は、令和8年4月1日から施行する。